

第54号議案

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和57年中間市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「設置の」を削り、同条中「自動車駐車場」を「、自動車駐車場」に改める。

第2条の見出しを「（設置並びに名称及び位置）」に改め、同条中「次」を「、次の表」に改め、同条の表中

「

中間市営昭和町駐車場	中間市長津一丁目7065番地9
中間市営中鶴駐車場	中間市浄花町7674番地

を

」

「

中間市営昭和町駐車場	中間市長津一丁目7065番地9
------------	-----------------

に

」

改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

中間市に駐車場を設置する。

第3条中「駐車場」を「、駐車場」に改める。

第4条中「一般公共」を「、一般公共」に改める。

第5条第1項中「道路運送車両法（）」を「、道路運送車両法（）」に改め、同項第1号中「、二輪自動車を除く」を「及び二輪自動車を除く。」に改め、同項第2号中「除く」を「除く。」に改め、同条第2項中「については、」の次に「駐車場の」を加える。

第6条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「する者（以下「使用者」という。）」を「するもの」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

（契約の締結）

第7条 駐車場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市と駐車場の使用に係る賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

（使用料）

第8条 使用者は、前条の規定により契約を締結したときは、別表に定める使用料に100分の108を乗じて得た額を市に納付するものとする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、当該額を四捨五入するものとする。

2 使用料は、6月分を前納するものとする。引き続き駐車場を使用しようとする場合もまた同様とする。

3 市長は、特に必要があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

第9条の見出し中「取消し」の次に「及び契約の解除」を加え、同条第1項中「市長は、」の次に「公用又は管理上必要が生じた場合のほか、使用者が」を加え、「一」を「いずれか」に、「取消し」を「取り消し」に改め、同項第1号中「とき」を「とき。」に改め、

同項第2号中「、又は」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同項第3号中「許可条例」を「第6条第2項の規定による許可の条件」に、「とき」を「とき。」に改め、同項第4号中「、不正」を「不正」に、「使用の許可」を「使用許可」に、「とき」を「とき。」に改め、同項第5号を削り、同条第2項中「一切の責は」を「、一切の責めを」に改め、同条に次の1項を加える。

3 使用許可の取消し又は契約の解除の場合における既納の使用料については、当該取消し又は解除をした月の翌月分以降の使用料を返還するものとし、日割計算による返還はしないものとする。

第10条第1項中「若しくは、」を「又は」に改め、同条第2項中「これ」を「、これ」に改め、同条第3項中「及び、盗難・」を「、盗難、」に、「市は」を「、市は、」に改める。

第11条中「規則」を「、規則」に改める。

別表第1中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同表小型自動車駐車場の項右欄中「、二輪自動車を除く」を「及び二輪自動車を除く。」に改め、同表軽自動車駐車場の項右欄中「二輪自動車を除く」を「二輪自動車を除く。」に改め、同表を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に基づく自動車駐車場の使用許可等（中間市営中鶴駐車場に係る部分を除く。）については、なお従前の例による。

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、<u>自動車駐車場</u>（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(設置並びに名称及び位置)</u></p> <p>第2条 <u>中間市に駐車場を設置する。</u></p> <p><u>2 駐車場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="188 805 1084 946"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間市営大根土駐車場</td> <td>中間市中央四丁目4425番地245外</td> </tr> <tr> <td>中間市営昭和町駐車場</td> <td>中間市長津一丁目7065番地9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理委託)</p> <p>第3条 市長は、<u>駐車場の設置</u>の目的を効果的に達成するため必要があるときは、その管理を他に委託することができる。</p> <p>(供用の範囲)</p>	名称	位置	中間市営大根土駐車場	中間市中央四丁目4425番地245外	中間市営昭和町駐車場	中間市長津一丁目7065番地9	<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか<u>自動車駐車場</u>（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 <u>駐車場の名称及び位置は次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 805 2027 991"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間市営大根土駐車場</td> <td>中間市中央四丁目4425番地245外</td> </tr> <tr> <td>中間市営昭和町駐車場</td> <td>中間市長津一丁目7065番地9</td> </tr> <tr> <td>中間市営中鶴駐車場</td> <td>中間市浄花町7674番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理委託)</p> <p>第3条 市長は<u>駐車場の設置</u>の目的を効果的に達成するため必要があるときは、その管理を他に委託することができる。</p> <p>(供用の範囲)</p>	名称	位置	中間市営大根土駐車場	中間市中央四丁目4425番地245外	中間市営昭和町駐車場	中間市長津一丁目7065番地9	中間市営中鶴駐車場	中間市浄花町7674番地
名称	位置														
中間市営大根土駐車場	中間市中央四丁目4425番地245外														
中間市営昭和町駐車場	中間市長津一丁目7065番地9														
名称	位置														
中間市営大根土駐車場	中間市中央四丁目4425番地245外														
中間市営昭和町駐車場	中間市長津一丁目7065番地9														
中間市営中鶴駐車場	中間市浄花町7674番地														

第4条 駐車場は、一般公共の用には供さない。

(使用自動車の範囲)

第5条 駐車場を使用することができる自動車の範囲は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する自動車のうち次に掲げるものとする。

(1) 小型自動車（長さ4.7メートル、幅1.7メートルを超える貨物自動車、特殊自動車及び二輪自動車を除く。）

(2) 軽自動車（二輪自動車を除く。）

2 前項に規定する自動車であっても、危険物を積載している自動車又は市長が駐車場の管理上不適当と認めた自動車については、駐車場の使用を許可しない。

(使用許可)

第6条 前条第1項に規定する自動車の所有者で駐車場を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けるとともに、許可証を受領し、使用自動車に保管しなければならない。

2 (略)

第4条 駐車場は一般公共の用には供さない。

(使用自動車の範囲)

第5条 駐車場を使用することができる自動車の範囲は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する自動車のうち次に掲げるものとする。

(1) 小型自動車（長さ4.7メートル、幅1.7メートルを超える貨物自動車、特殊自動車、二輪自動車を除く）

(2) 軽自動車（二輪自動車を除く）

2 前項に規定する自動車であっても、危険物を積載している自動車又は市長が駐車場の管理上不適当と認めた自動車については、使用を許可しない。

(使用許可)

第6条 前条に規定する自動車の所有者で駐車場を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けるとともに、許可証を受領し、使用自動車に保管しなければならない。

2 (略)

(契約の締結)

第7条 駐車場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市と駐車場の使用に係る賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(使用料)

第8条 使用者は、前条の規定により契約を締結したときは、別表に定める使用料に100分の108を乗じて得た額を市に納付するものとする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、当該額を四捨五入するものとする。

2 使用料は、6月分を前納するものとする。引き続き駐車場を使用しようとする場合もまた同様とする。

3 市長は、特に必要があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用許可の取消し及び契約の解除)

(使用料)

第7条 駐車場の使用許可を受けた者は、別に定める中間市営自動車駐車場賃貸借契約（以下「契約」という。）を取り交し、別表第1に定める使用料の6月分を前納するものとする。引き続き使用しようとする場合もまた同様とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、使用料の全部、若しくは一部を減免することができる。

2 前項に定める使用料は、当該使用料に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、この場合10円未満の額は四捨五入するものとする。

(使用料の返還)

第8条 使用許可の取り消し、又は契約解除の場合における既納の使用料については、取り消し、又は解除をした月の翌月分以降の使用料を返還するものとし、日割計算による返還はしないものとする。

(使用許可の取消し)

第9条 市長は、公用又は管理上必要が生じた場合のほか、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、契約を解除することができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請又は不正の手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、市は、一切の責めを負わない。

3 使用許可の取消し又は契約の解除の場合における既納の使用料については、当該取消し又は解除をした月の翌月分以降の使用料を返還するものとし、日割計算による返還はしないものとする。

(損害賠償等)

第10条 使用者は、駐車場の施設又は備品等を破損したときは、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

2 駐車場内において、人身事故又は車両事故が生じたときは、使用者は、これに係る一切の責任を負うものとする。

第9条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、契約を解除することができる。

- (1) この条例に違反したとき
- (2) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき
- (3) 許可条例に違反したとき
- (4) 虚偽の申請又は、不正の手段により使用の許可を受けたとき
- (5) 公用又は管理上必要が生じたとき

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、市は一切の責は負わない。

(損害賠償等)

第10条 使用者は、駐車場の施設若しくは、備品等を破損したときは、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

2 駐車場内において、人身事故又は車両事故が生じたときは、使用者はこれに係る一切の責任を負うものとする。

3 駐車場内における自動車の破損、盗難、事故等については、市は、一切の責めを負わない。

(委任)

第11条 この条例で定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第8条関係）

中間市営自動車駐車場使用料

種別	使用料（月額）	摘要
小型自動車駐車場	3,000円	長さ4.7メートル、幅1.7メートルを超える貨物自動車、特殊自動車及び二輪自動車を除く。
軽自動車駐車場	2,500円	二輪自動車を除く。

3 駐車場内における自動車の破損及び、盗難・事故等については市は一切の責めを負わない。

(委任)

第11条 この条例で定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は規則で定める。

別表第1（第7条関係）

中間市営自動車駐車場使用料

種別	使用料（月額）	摘要
小型自動車駐車場	3,000円	長さ4.7メートル、幅1.7メートルを超える貨物自動車、特殊自動車、二輪自動車を除く
軽自動車駐車場	2,500円	二輪自動車を除く